③　更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときはその決定日）までの間に生ずる延滞金等額未定

④　更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの間に生ずる延滞金等（更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日以降に更生計画認可決定があるとき）額未定

⑤　更生計画認可決定日以降完納に至るまでの間に生ずる延滞金等額未定

（債権者数）　６件

２　権利の変更及び納付方法

⑴　権利の変更

ア　別表６「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の租税等の請求権のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、その決定日）までの間に生ずる延滞金等及び更生計画認可決定日から完納に至るまでの間に生ずる延滞金等は、徴収権限を有する者の意見を聴き、更生計画認可決定日に、その全額につき免除を受ける。

イ　更生手続開始決定日の前日までの間に生じた延滞金等及び更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの間に生ずる延滞金等（更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日以降に更生計画認可決定があるとき）については、徴収権限を有する者の同意を得られた場合は、更生計画認可決定日（更生計画認可決定日以後に同意を得た場合は、同意を受けた日）に、その全額につき免除を受ける。

⑵　納付方法

前記⑴ア及びイによる権利変更後の債権額の全額を、一括弁済日に一括納付する。

第２　労働債権

優先的更生債権に該当する労働債権は存在しない。

第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

第１　確定更生債権

確定した一般更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表７－１及び２「一般更生債権弁済計画表」記載のとおりである。

（確定一般更生債権）9,088,610,488円及び額未定

（債権者数）　2,694件

第２　権利の変更及び弁済方法

１　権利の変更（免除率及び弁済率）

⑴　別表７－１及び２「一般更生債権弁済計画表」記載の一般更生債権のうち、更生手続開始後の利息及び損害金については、更生計画認可決定日に、全額につき免除を受ける。

⑵　別表７－１及び２「一般更生債権弁済計画表」記載の一般更生債権のうち、元本及び更生手続開始決定日前日までの利息・損害金については、次の「区分」のとおり区分し、各区分について、「免除率」のとおり、更生計画認可決定日に免除を受ける。

①Ａ区分（１千万円以下の部分）
免除率98.10％
弁済率　1.90％

②Ｂ区分（１千万円超の部分）
免除率98.85％
弁済率　1.15％

２　弁済方法

⑴　基本弁済

別表７－１及び２「一般更生債権弁済計画表」記載のとおり、上記第２の１による権利変更後の金額全額を、一括弁済日に一括弁済する。

⑵　追加弁済

ア　追加弁済原資

更生会社が保有する全資産の換価・回収が完了し、その時点での現預金から共益債権の支払を含めた更生会社の更生手続きの遂行に必要と見込まれる一切の費用を控除した上で弁済原資を確保できた場合には、当該弁済原資の金額を弁済資金として、追加弁済を行う。

イ　弁済方法

追加弁済における弁済は、上記アの弁済原資を、まずはＢ区分に対して、Ａ区分との差額に相当する弁済率0.75％を上限に追加弁済を実施し、それを超える場合には、更にＡ区分及びＢ区分に対して追加弁済をする。

追加弁済は、弁済原資の確保が出来た日から１か月を経過する日までの間であって管財人（更生手続終結後は更生会社）が指定する日までに実施する。

なお、追加弁済は、令和８年３月末日ころまでを目途に実施する予定であり、追加弁済を行う場合の内容又は追加弁済を行うことができない場合には、その旨をＨＰ（ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｎｃｃａｒｄ．ｃｏ．ｊｐ／）に掲載する。

ウ　免除の失効

追加弁済が実施された場合、上記第３節第２の１の免除は、追加弁済額の範囲で効力を失う。

第４節　弁済・納付に関するその他の事項

第１　弁済・納付の場所及び弁済費用の負担

本更生計画による弁済は、弁済時における更生会社の管財人室分室（東京都港区虎ノ門１丁目21―19東急虎ノ門ビル７階　桜川協和法律事務所・イノハラ外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業））において行う。ただし、更生担保権者又は更生債権者が同意したときは更生会社の費用負担において更生担保権者又は更生債権者が指定する日本国内の預貯金口座に振り込むことにより弁済することができるものとする。

弁済日が金融機関の非営業日である場合は、翌営業日に弁済を行う。

公租公課の納付は、徴収権限を有する者の指定する方法及び場所において行う。

第２　放棄・取下債権の取扱い

更生計画認可決定日までの間に更生担保権又は更生債権の一部の放棄又は取下があったときは、本更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、放棄又は取下後の債権額を基準として適用する。

第３　債権譲渡等の取扱い

開始決定日以降、更生債権等の譲渡又は移転がなされたときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、譲渡又は移転前の債権額を基準として適用する。なお、一部譲渡又は移転の場合には、新旧権利者双方がその債権額で按分して弁済を受け、免除額を負担する。